

議案第18号

山陽小野田市立埴生幼稚園の学級編制について

山陽小野田市立幼稚園管理規則第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり学級の編制を変更すること。

令和8年4月30日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長 友 義 彦

記

1 編制する学級

5歳、4歳、3歳及び年度途中で満3歳となった園児による1学級編制

2 変更日

令和8年4月1日

3 特別の事由

令和8年度は4月1日時点において、年長が2名、年中が2名、年小が2名の6名となる。本園の教育目標を達成するため、また、より効果的教育課程を編制するために、園児6名を1学級で編成することが有効であると考えられる。これまでも、異年齢編成クラスで教育効果を得られてきた。教育活動をより推進するために、全学年を1学級の異年齢クラスとして編制したい。

○山陽小野田市立幼稚園管理規則

平成17年3月22日

教育委員会規則第13号

改正 平成29年2月27日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条及び山陽小野田市立幼稚園条例（平成17年条例第174号）第3条の規定に基づき、幼稚園の管理運営について別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(入園の資格)

第2条 山陽小野田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園することができる者は、市内に在住する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(入園の公募)

第3条 幼児を入園させるときは、教育委員会が毎年これを告示し、入園の公募に関し必要な事項は、別に定める。

(入園の手続)

第4条 幼児を入園させようとする保護者は、入園願書（様式第1号）を教育委員会が定めた日までに提出しなければならない。

(入園の決定)

第5条 入園の決定は、教育委員会がこれを行い、入園志願者の数が定員を超えたときは、抽選により決定する。

2 入園が決定した幼児には入園決定通知書（様式第2号）により、園長が該当幼児の保護者に通知する。

(休園、転園又は退園)

第6条 休園し、転園し、又は退園しようとする園児の保護者は、休（転・退）園願（様式第3号）により届け出なければならない。

(収容人員)

第7条 幼稚園に収容できる園児の数は、次のとおりとする。

埴生幼稚園 90人

(学級の編制)

第8条 幼稚園の学級は、園長が編制する。

2 前項に規定する学級は、学年の初めの日の前日において、同じ年齢による園児で編制し、1学級の園児数は、30人以下を原則とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、異なる年齢の園児で編制することができる。

(教育週数)

第9条 教育週数は、毎学年39週を下ってはならないものとし、1日の教育時間は、4時間を原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 保育年度始め休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(6) 保育年度末休業日 3月27日から3月31日まで

(7) 前各号に定めるもののほか、園長が特に休園を必要と認め教育委員会の承認を得た日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、園長はあらかじめ休業日変更願（様式第4号）を提出し、教育委員会の許可を得て、前項の休業日を変更することができる。

3 非常変災その他急迫の事情あるときは、園長は、臨時に保育を行わないことができる。この場合は、直ちに臨時休業報告書（様式第5号）により教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程の作成)

第11条 園長は、幼稚園教育要領の基準及び教育委員会の定める方針に基づき教育課程を作成する。